

品質表示基準の見直しについて

「風味かまぼこ」

風味かまぼこ品質表示基準の見直しについて（案）

平成 2 1 年 6 月 2 3 日

農 林 水 産 省

1 趣旨

「J A S 規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成 1 7 年 8 月農林物資規格調査会決定）に基づき、風味かまぼこ品質表示基準（平成 1 2 年 1 2 月 1 9 日農林水産省告示第 1 6 5 7 号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

風味かまぼこは、かまぼこ類の生産量の約 7 % であり、かまぼこ類の中でも一部に限定されており、名称については、規制を廃止しても一般誤認防止ルールで対応が可能であるほか、名称以外の表示項目についても、加工食品品質表示基準の規定が適用可能なことから、風味かまぼこ品質表示基準は廃止する。

風味かまぼこについて

1 生産状況

風味かまぼこの生産数量の推移

単位：トン

	平成１６年	平成１７年	平成１８年
かまぼこ類	５８９，０９９	５８６，９６５	５５４，０２６
風味かまぼこ	５５，８９４	５４，５１７	５１，４１０
基準適用品 約７０％	約３９，０００	約３８，０００	約３６，０００
基準適用品の かまぼこ類に占める割合	約６．６％	約６．５％	約６．５％

2 品質表示基準制定等の経緯

平成 ２年 ５月 風味かまぼこの日本農林規格制定

平成 ２年 ６月 風味かまぼこ品質表示基準制定

平成１２年１２月 加工食品品質表示基準の制定に伴い、新しく
風味かまぼこ品質表示基準制定
(旧基準廃止)

平成１７年 ５月 風味かまぼこの日本農林規格廃止

3 品質表示基準の概要

第１条（趣旨）

基準の対象を「脱気して密封包装した後、加熱殺菌したものに限る。」と定めている。

第２条（定義）

基準において使用されている用語の定義を定めている。

第３条（義務表示事項）

加工食品品質表示基準で定める名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造業者等の氏名又は名称、住所に加え、「でん粉含有率」を義務表示事項として定めている。

第4条（表示の方法）

名称については「風味かまぼこ」と記載するよう定められている。また、原材料名の表示方法として、魚肉については、「別表の右欄に掲げる魚種にあっては同表左欄に掲げる魚種名をもって、同表右欄に掲げる魚種以外のものにあつては同表の区分に準じて区分した魚種名をもって表示する」等定めている。

第5条（その他の表示事項及びその表示の方法）

商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、「風味かまぼこ」の用語、解凍したものについての「解凍」の用語、輸入したものを国内で包装したものについての「製造地の国名」の用語を記載するよう定めている。

第6条（表示禁止事項）

「第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語」等について表示の禁止を定めている。

風味かまぼこ品質表示基準

制 定 平成12年12月19日農林水産省告示第1657号
改 正 平成17年 5 月13日農林水産省告示第 883号
改 正 平成19年11月 6 日農林水産省告示第1371号
最終改正 平成20年 8 月29日農林水産省告示第1368号

(趣旨)

第1条 風味かまぼこ(脱気して密封包装した後、加熱殺菌したものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
風味かまぼこ	次に掲げるものであって、その形状、香味及び食感がかに肉、ほたて貝柱等に類似したものをいう。 1 魚肉(魚以外の水産動物(鯨を除く。)の肉を含む。)に食塩及び風味原料を加えたもの又はこれに卵、卵の加工品、でん粉、調味料等を加えたものを練りつぶしたものであって、脂肪含有率が2%未満のものを成形し、加熱してたん白を凝固させ、細断して繊維状にしたもの又はこれを棒状等に成形し、加熱してたん白を凝固させたもの 2 1にチーズ、グリーンピース、わかめ、こんぶ等(以下「種もの」と総称する。)を加えたものであって、原材料に占める種ものの重量の割合が50%を超えないもの
風味原料	次に掲げるものをいう。 1 かに、ほたて貝等又はこれらの抽出濃縮物 2 アミノ酸、有機酸等の食品添加物であって、かに肉、ほたて貝柱等の風味を付与するもの

(義務表示事項)

第3条 でん粉を使用したものにあっては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)がその容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、でん粉(加工でん粉を含む。)の含有率(以下「でん粉含有率」という。)とする。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名、でん粉含有率及び内容量の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「風味かまぼこ」と記載すること。ただし、「風味かまぼこ」の文字の次に括弧を付して「かに風味」、「ほたて風味」等と製品の特徴を示す用語を記載することができる。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次のアからオまでに規定するところにより記載すること。

ア 魚肉は、「魚肉」の文字の次に括弧を付して、別表の右欄に掲げる魚種のものにあっては同表左欄に掲げる魚種名をもって、同表右欄に掲げる魚種以外のものにあっては同表の区分に準じて区分した魚種名をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、記載する魚種名が4種以上となる場合にあっては多いものから順に3種の魚種名を記載してその他の魚種は「その他」とし、記載する魚種名が1種である場合にあっては「魚肉」

の文字及び当該文字の次に付する括弧を省略することができる。

イ 風味原料は、「風味原料」の文字の次に括弧を付して「かに肉、ほたてエキス、えび粉末」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

ウ 種ものは、「種もの」の文字の次に括弧を付して「チーズ、グリーンピース」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

エ 魚肉、風味原料、種もの及び食品添加物以外の原材料は、「卵白」、「でん粉」、「植物性たん白」、「食塩」、「砂糖」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

オ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同条第1項第1号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載し、風味原料に使用した食品添加物にあっては、「風味原料」の文字の次に括弧を付して風味原料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

(3) でん粉含有率

パーセントの単位で、単位を明記して記載すること。

(4) 内容量

加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「義務表示事項」という。）

の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、でん粉含有率、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第5条 製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）に規定する12ポイント（内容重量の表示が50g以下のものにあつては、8ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた活字で、次に掲げる事項を表示しなければならない。ただし、(1)に掲げる事項については、商品名に「風味かまぼこ」の用語を使用している場合は、この限りでない。

(1) 「風味かまぼこ」の用語

(2) 冷凍した風味かまぼこを解凍したものにあつては、解凍である旨

(3) 輸入した風味かまぼこを国内で一般消費者向けに包装したものにあつては、「製造地・〇〇」（「〇〇」は当該輸出国の国名）の用語

（表示禁止事項）

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1) 原材料の一部の名称を他の原材料の名称に比べて誇大に表示する用語（当該原材料の一部の名称を表示する用語に、当該原材料の一部の含有率をパーセントの単位で、同程度の大きさで付してあるものを除く。）

(2) 「かに」、「ほたて」等その形状、香味及び食感から誤認させるおそれのある用語を用いた商品名

(3) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

附 則（平成12年12月19日農林水産省告示第1657号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年5月13日農林水産省告示第883号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月6日農林水産省告示第1371号）

この告示は、公布の日から施行する。

（最終改正の施行期日）

平成20年8月29日農林水産省告示第1368号については、平成20年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

記載魚種名	魚種名
た　　ら	すけとうだら、まだら、みなみだら、ホキ、メルルーサ
ぐ　　ち	しろぐち（いしもち）、きぐち、くろぐち
え　　そ	まえそ、わにえそ
い　　か	するめいか、もんごういか